

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税等更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(網走税務署長)
令和元年5月30日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛 山下 功一郎 田代 浩誠
同補佐人税理士	南都 正弘
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	山下 貴司 網走税務署長 浅利 孝行
同指定代理人	別紙1「指定代理人目録」記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成25年1月1日から同年12月31日まで及び平成26年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成23年分の所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分後のもの)のうち納付すべき税額4万2800円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成24年分の所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分後のもの)のうち納付すべき税額21万2900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分後のもの)のうち納付すべき税額23万7000円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年4月27日付け変更決定処分後のもの)を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分後のもの)のうち納

付すべき税額23万5300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、平成28年4月27日付け変更決定処分後のもの）を取り消す。

- 5 処分行政庁が平成27年11月16日付けで原告に対してした平成25年1月1日から同年12月31日まで及び平成26年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、漁業を営む者であるところ、漁業に係る共同事業体から原告に支払われた分配金（以下「本件分配金収入」という。）、かれい、にしん及びはたはた・ちかの刺し網漁業による水揚げ収入（以下「本件水揚げ収入」という。）、漁船普通損害保険の無事戻金等のこれら各漁業に付随する収入（以下「本件漁業関連収入」という。）並びに当該各漁業について使用された車両に係る譲渡収入（以下「本件譲渡収入」といい、本件分配金収入、本件水揚げ収入及び本件漁業関連収入と併せて「本件各収入」という。）及びこれに係る必要経費について、原告が代表取締役を務める有限会社A（以下「本件法人」という。）に帰属することを前提として、これらを含めずに確定申告をした。これに対し、処分行政庁は、本件各収入及びこれに係る必要経費は原告に帰属するものであるとして、原告に対し、①平成23年分から平成26年分までの所得税（平成25年分及び平成26年分については復興特別所得税を含む。）の各増額更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」と総称する。）、②平成25年1月1日から同年12月31日まで及び平成26年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各決定処分等」という。）をした。

本件は、原告が、本件各更正処分等（ただし、本件各更正処分については平成28年4月27日付け各再更正処分により、平成25年分及び平成26年分に係る本件各賦課決定処分については同日付け変更決定処分により、それぞれ一部減額された後のもの）及び本件各決定処分等が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

1 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙2「関係法令等の定め」に記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いることがある。）。

2 前提事実（証拠等を掲げていない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア（ア）原告は、定置網漁、ほたて漁及び刺し網漁を主とした漁業を営む者である。

（イ）本件法人は、原告の出資によって平成14年11月●日に設立された定置網漁及び刺し網漁並びにホタテ漁を主とした漁業等を目的とする有限会社であり、設立時から現在まで、原告が代表取締役を、原告の妻が取締役をそれぞれ務めている（甲8、28）。

イ B漁業協同組合（以下「B漁協」という。）は、北海道●●、●●及び●●の区域を地区として、水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合であり、組合員のための信用事業、組合員の漁獲物を加工、卸売業者に販売する販売事業及び組合員に対して漁網等漁業生産資材を供給する購買事業等を行っている（乙12・1～3頁）。

B漁協は、ほたてがいがい・えぞきんちやくがいがい漁業と、かれい刺し網漁業、にしん刺し

網漁業及びはたはた・ちか刺し網漁業（以下、これらの刺し網漁業を併せて「本件各刺し網漁業」という。）に係る共同漁業権を有している（乙22～26（枝番号を含む。）。ウ（ア）C（以下「C」という。）は、定置漁業を営むことを目的とした共同事業体であり、さけ定置漁業の漁業権を有する構成員により組織されている（乙15・2枚目、乙55・1枚目）。

（イ）D（以下「D」という。）は、B漁協が定めるほたてがいの漁業、えぞきんちやくがい漁業等に係る共同漁業権行使規則に基づき、ほたてがいの生産及び販売加工等を行う共同事業体であり、昭和52年に設立された（乙14、乙18・1枚目、乙19・2枚目）。

（ウ）Eは、Dから委託を受け、ほたてがいの本操業及び漁場整備を行う共同事業体であり、平成元年に発足した（乙20・1、2枚目、乙77～80。以下、C、D及びEの三つの共同事業体を併せて「本件各共同事業体」という。）。

（2）原告及び本件法人名義の資産等

ア 預貯金口座について

（ア）原告名義の預貯金口座

原告は、平成12年6月14日、F信用金庫本店（普通預金／口座番号●●●●）の原告名義の口座（以下「本件原告口座1」という。）を開設し、平成13年5月21日、B漁協本所（普通貯金／口座番号●●●●）の原告名義の口座（以下「本件原告口座2」といい、本件原告口座1と併せて「本件各原告口座」と総称する。）を開設した。

（イ）本件法人名義の預貯金口座

本件法人は、平成14年11月14日、F信用金庫本店（普通預金／口座番号●●●●●）の本件法人名義の口座（以下「本件法人口座1」という。）を開設し、平成23年1月19日、B漁協本所（普通貯金／口座番号●●●●）の本件法人名義の口座（以下「本件法人口座2」という。）を開設した（乙48、50）。

イ 事業用の資産について

（ア）平成14年7月29日に漁船原簿に所有者を原告として登録された漁船であるG（以下「本件漁船」という。）は、原告や原告の子が漁に出る際に使用されている（甲38・2頁、乙34）。

（イ）平成19年12月22日に新築された原告名義の北海道●●に所在する倉庫（以下「本件倉庫」という。）は、原告が行っている漁業に関して利用されている（乙35、弁論の全趣旨）。

（ウ）本件法人の平成22年11月1日から平成23年10月31日までの事業年度（以下「平成23年10月期」という。）以降の資産として計上された別紙3記載の各車両（以下「本件各車両」という。）は、本件法人の設立後、平成26年までに取得され、原告が行う漁業に関して利用されており、このうち平成22年9月に取得された「H」（以下「本件譲渡資産」という。）は、平成24年8月に売却された（乙37～41（枝番号を含む。）、弁論の全趣旨）。

ウ 漁業権

原告は、平成23年分から平成26年分まで、さけ定置漁業に係る免許（以下「さけ定置漁業免許」という。）並びにほたてがいのえぞきんちやくがい漁業及び本件各刺し網

漁業に係る共同漁業権の行使の承認を受けた（乙22～28（枝番号を含む。）。以下、さけ定置漁業免許並びにはたてがい・えぞきんちやくがい漁業及び本件各刺し網漁業に係る共同漁業権行使承認を併せて「本件各漁業権等」という。）

(3) 本件法人による確定申告

本件法人は、平成18年1月1日から平成19年10月31日までの事業年度以降、本件各収入及びこれに係る必要経費（本件譲渡収入に係る取得費及び譲渡費用を含む。以下同じ。）が本件法人に帰属するものとして、法人税及び復興特別法人税（以下、これらを併せて「法人税等」という。）並びに消費税及び地方消費税（以下、これらを併せて「消費税等」という。）の確定申告を行っていた。

(4) 課税処分等の経緯等

ア 原告の平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成25年課税期間」という。）及び平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成26年課税期間」という。）の消費税等の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分（本件各決定処分等）の経緯は、別表1のとおりである。

イ 原告に対する所得税（平成25年分及び平成26年分については、復興特別所得税を含む。）の課税処分等（本件各更正処分等）の経緯は、別表2（枝番号を含む。）記載のとおりである。

ウ 処分行政庁は、平成27年11月16日付けで、原告に対し、本件各決定処分等及び本件各更正処分等をした。

エ 原告は、本件各決定処分等につき、処分行政庁に対して異議申立てをしないまま、平成27年12月24日、国税不服審判所長に対し、原告に対する本件各更正処分等及び本件各決定処分等の全部の取消しを求めて審査請求をした（甲7の1）。

オ 国税不服審判所長は、平成28年9月7日付けで、上記審査請求に対し、①本件各決定処分等の取消しを求める部分（以下、同部分についての審査請求を「本件審査請求」という。）については、異議申立てに係る決定を経ない審査請求であるなどとして、これを却下し、②本件審査請求以外の部分については、同年4月27日付け各再更正処分及び変更決定処分による一部減額に係る部分を却下し、その余の部分を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした（甲7の1）。

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成29年3月6日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 本件各更正処分等の根拠及び適法性についての被告の主張

本件各更正処分等（ただし、本件各更正処分については平成28年4月27日付け各再更正処分により、平成25年分及び平成26年分に係る本件各賦課決定処分については同日付け変更決定処分により、それぞれ一部減額された後のもの）の根拠及び適法性についての被告の主張は、後記5に掲げるほか、別紙4「課税処分の根拠」に記載のとおりである（なお、同別紙中における「本件各更正処分」及び「本件各賦課決定」は、上記のとおり一部減額された後のものをいう。また、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いることがある。）。

4 争点

(1) 本件各決定処分等の取消しを求める訴えの適法性（争点1）

(2) 本件各収入及びこれに係る必要経費が原告に帰属するか(争点2)

(3) 本件各更正処分等が信義則に違反するか(争点3)

5 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1(本件各決定処分等の取消しを求める訴えの適法性)について

(原告の主張)

原告が本件審査請求について却下判決を受けていたとしても、次のとおり、「判決を経ないことにつき正当な理由」(通則法115条1項3号)があるから、本件訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分は適法である。

ア 不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合に該当すること

通則法115条1項ただし書は、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えの提起につき、同項1号から3号までのいずれかに該当するときは、審査請求についての判決を経る必要はない旨規定するところ、同項3号の趣旨は、不服申立前置主義を貫くことにより不服がある者に著しい損害を与えるおそれのある場合や、不服申立てを経由することが無意味であったり、客観的に不可能であったりする場合など、正当な理由によりあらかじめ不服申立てを経る必要がない場合のための措置を設けることにある。

そして、次のとおり、本件各決定処分等と本件各更正処分等の理由が共通し、本件判決において当該理由に対する判断が示されていることからすれば、本件各決定処分等について不服申立てをしても、処分行政庁の対応が変わる余地はなく、紛争の自主的解決を期待し得ないような場合に当たり、不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合に該当するから、「判決を経ないことにつき正当な理由」がある。

(ア) 処分行政庁による本件各決定処分等と本件各更正処分等の理由が共通していること

一般に、所得税の課税標準に含まれる事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した額であり(所得税法27条2項)、消費税の税額の計算は、課税資産の譲渡等の対価の額たる課税標準から仕入れに係る消費税額を控除して行われる(消費税法28条1項、30条1項)。本件では、本件法人が行っていた漁業に係る収入が、本件法人ではなく原告個人に帰属するとの判断を前提に、処分行政庁は、上記の所得税又は消費税の計算方法に当てはめて、本件各決定処分等及び本件各更正処分等をしたのであるから、両処分が理由を共通にしていることは明らかである。

(イ) 本件判決において共通の処分の理由に関する判断が示されたこと

原告の審査請求における主張の骨子は、全ての事業収入及びこれに係る経費は本件法人に帰属し、原告には帰属しないという点にあり、これに対し、本件判決は、全ての事業収入及びこれに係る経費は原告に帰属するという判断を示した。

イ 通則法89条1項に照らして判決を経ないことにつき正当な理由があること

合意によるみなす審査請求について定めた通則法89条1項の趣旨は、二つ以上の処分の争点が共通するにも関わらず、別の不服申立手続で審理されることによる非効率や判断の矛盾を回避することにあるところ、仮に原告が、本件各更正処分等についてのみ審査請求を行い、本件各決定処分等につき異議申立てを行っていたとすると、同項の手続を経て、同一の審査請求手続に係属することが相当な事案であったといえる。

本件において、原告が、本件決定処分等につき、異議申立てを経ずに、本件各更正処

分等と同一の審査請求手続において、一回的に矛盾なく判断が示されることを求めていることは、原告が当初から同一の審査請求をしたことから明らかであるから、通則法 89 条 1 項に照らし、「裁決を経ないことにつき正当な理由」がある。

(被告の主張)

ア 原告の主張は本件と異なる前提に立つものであること

本件各決定処分等と本件各更正処分等は同日にされ、本件各決定処分等に係る不服申立てをすることができる期間内において、本件裁決はまだされていなかったから、本件各更正処分等についての原告の不服申立てに対する判断は何ら示されておらず、原告の主張は、本件と異なる前提に立つものであって、理由がない。

イ 本件各更正処分等と本件各決定処分等はその目的及び効果を異にすること

本件各更正処分等は、所得税等に係るものであり、本件各決定処分等は消費税等に係るものであるところ、所得税等と消費税等は、次のとおり、着目する担税力や課税対象を異にし、その性質が異なるものであり、これらに係る処分はその目的と効果を異にするから、本件各更正処分等及び本件各決定処分等の基礎とされた事実関係が共通であって、これらに対する原告の不服の事由も同一であるとみられるとしても、本件各決定処分等について不服申立ての前置を不要と解することはできず、「裁決を経ないことにつき正当な理由」があるとはいえない。

(ア) 所得税等の性質

所得税とは、一般的に、担税力の現れとして、人が収入等を得ていることに着目し、収入等の形で新たに取得する経済的利得即ち所得を、直接対象として課されるものであり、所得税法は、利得をすべて課税対象たる所得とすることを前提にしている。

なお、復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための財源の確保の措置として創設された、平成 25 年分から令和 19 年分までの間の各年分の所得税の額（基準所得税額）及び平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間の源泉所得税の額に対する附加税である。

(イ) 消費税等の性質

消費税とは、一般的に、物品やサービスの消費支出に担税力を認めて課される租税をいうものであって、国民に対し、消費支出に現れる経済的な負担能力に応じた負担を求めるものであり、我が国の消費税法は、消費税の課税対象を、国内で事業者が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（消費税法 4 条）としてその範囲を広く定め、課税の対象から除外される物品や役務等について、限定的に列挙している。

なお、地方消費税は、消費税と同様に付加価値税の性質を持つ一般多段階消費税であり、課税の対象や納税義務者も消費税と同じであるが、地方分権の推進と地域福祉の拡充のために、地方の自主財源を充実する必要があるという理由から、平成 6 年に地方税法の改正により導入された都道府県税である。

ウ 通則法 89 条 1 項を理由とする原告の主張が失当であること

通則法 89 条 1 項は、異議審理庁である税務署長等による通知をその適用の要件としており、納税者の選択により審査請求ができる旨規定したものではない。

また、本件各決定処分等の通知書には、不服申立てに関する教示が正しくされているところ、原告は、本件各決定処分等について、自らの自由な選択により、通則法に規定

された適法な不服申立手続である異議申立てをすることなく審査請求をして、その結果として、却下の裁決がされたものである。

そして、本件審査請求に係る審理手続においても、処分行政庁は、本件各決定処分等について、異議申立ての前置がなく不適法として却下すべきと主張した後は、本案の主張を行っていないのみならず、原告においても、本件各決定処分等について本案の主張をしていない。

したがって、本件は、処分行政庁が本件各決定処分等の異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めた場合と同様の状況にあったとはいえず、通則法 89 条 1 項の趣旨を及ぼす前提も欠くから、「裁決を経ないことにつき正当な理由」があるとする原告の主張は、独自の見解を述べるものにすぎず、失当である。

(2) 争点 2 (本件各収入及びこれに係る必要経費が原告に帰属するか) について
(被告の主張)

ア 原告への帰属が事実上推定されること

課税物件の法律上の帰属について、その名義と実体が相違している場合には、実体に則してその帰属先を定めることになるものの、名義は実体を表象するのが通常であることから、名義人に帰属することが事実上推定される。

本件についてみると、次のイ及びウのとおり、本件各収入及びこれに係る必要経費の名義上の帰属者は原告であり、他方、本件各収入及びこれに係る必要経費が実質上本件法人に帰属すると判断すべき特別な事情はなく、本件は名義と実体が相違している場合ではないから、本件各収入及びこれらに係る必要経費は原告に帰属する。

イ 本件各収入及びこれに係る必要経費が原告の名義であること

(ア) 本件各収入の基となる漁業に関する権利等に係る名義が原告名義であること

- a 原告は B 漁協の組合員であり、定置漁業権及び共同漁業権は、いずれも原告名義である。
- b 原告は、本件各共同事業体の構成員であるところ、本件分配金収入は、当該地位に基づき得たものであり、本件各共同事業体に参加する際の元入金も原告が拠出している。
- c 本件譲渡資産も原告名義である。
- d 本件各刺し網漁業による収入である本件水揚収入について、B 漁協が発行した精算書の宛名が原告である。

(イ) 漁業に関する主な事業用資産が原告名義であること

- a 本件法人設立前に取得した事業用資産である本件漁船及び本件法人設立後に取得した事業用資産である本件倉庫の所有者の名義は、いずれも原告であり、本件各車両の所有者又は使用者の名義も、いずれも原告である。また、本件漁船及び本件倉庫に係る B 漁協からの借入れの名義も、原告であった。
- b 他方、主な事業用資産に本件法人名義であるものは何ら見当たらない。

(ウ) 漁業に関して原告名義の預貯金口座が用いられていること

- a 本件原告口座 1 は、税理士法人への顧問料や水道代等の支払に使用されている。当該水道代は、原告の生活費であるとされる部分を除き、本件法人の水道光熱費として計上されていた。

- b また、本件原告口座2には、平成23年1月1日から平成26年12月31日まで
に支払われた本件分配金収入、本件水揚収入、本件漁業関連収入及び平成23年から
平成26年までの各3月にB漁協から支払われた出資に係る配当金が入金されている。
また、入金された金員の一部が当該入金に係る漁業の経費の支払に充てられているほ
か、本件原告口座2は、本件漁船及び本件倉庫の取得のための借入金返済の口座とし
ても使用されるとともに、共同漁業権の行使料の引落しにも使用されている。
- c 他方、本件法人口座1は、I共済掛金の引落口座として使用されているのみであり、
本件法人口座2は、平成23年1月19日に開設された後使用されていない。
- ウ 本件各収入及びこれに係る必要経費が実質上本件法人に帰属すると判断すべき特別な
事情がないこと
- (ア) 本件法人は、B漁協の組合員となっておらず、法人でも免許を受けられるさけ定置
漁業免許を受けていないなど、本件各収入及びこれに係る必要経費が実質上本件法人に
帰属すると判断すべき特別の事情は何ら存しない。
- (イ) この点、原告は、本件法人が、設立以降一貫して自らが漁業を経営する主体である
とし、会計帳簿の作成及び確定申告を行い、法人と個人を区分して経理してきたことを
もって、法人として漁業の意思決定及び業務執行をしてきたとして、本件各収入及びこ
れらに係る必要経費は本件法人に帰属する旨主張する。
- しかしながら、本件法人が適法に設立され、法人と個人を区分して経理して会計帳簿
の作成及び確定申告を行ったとしても、このことは、所得の帰属を判断する上での対内
的、形式的な一要素にすぎず、これをもって本件各収入及びこれに係る必要経費の帰属
が決定するのではないし、本件法人が漁業について業務執行していたとも認められない。
したがって、原告の上記主張は失当である。
- エ 本件法人が漁業を営む法的地位、本件各漁業権等とそれに伴う本件各収入及び本件各
原告口座に係る預貯金債権に関する信託関係における受益権者である旨の原告の主張に
ついて
- (ア) 信託関係が存在しないこと
- 原告と本件法人との間には、信託である旨の直接的な表示が認められない上、分別管
理の仕組みもないのであるから、信託の効果意思はなかったと言わざるを得ない。
- (イ) 漁業を営む法的地位について信託が成立し得ないこと
- a 信託財産とすることができる財産権であるためには、①金銭への換算可能性、②積
極財産性、③移転又は処分の可能性、④現存・特定性が必要であると解されるところ、
原告の主張する漁業を営む法的地位については、財産権であるとの明文の規定は見当
たらず、信託財産には該当しない。
- b 原告が主張する信託には、現行の信託法（平成18年12月15日制定。以下「現
行信託法」という。）及び同法制定前の信託法（現在の「公益信託ニ関スル法律」。以
下「旧信託法」という。）のいずれも適用される余地があるが、旧信託法においては、
事業それ自体を対象とする信託は認められておらず、現行信託法においては、信託財
産は積極財産に限られ、消極財産は含まれないから、積極財産と消極財産の集合体で
ある事業自体を信託財産とすることはできない。
- c 以上のとおり、原告の主張する漁業を営む法的地位は、信託財産となるものではな

いから、原告の主張する信託は成立し得ない。

(ウ) 本件各漁業権等及び本件各原告口座に係る預貯金債権について信託が成立し得ないこと

本件各漁業権等及び本件各原告口座に係る預貯金債権を信託財産とする信託は、委託者及び受託者を原告とするものであるところ、旧信託法において禁止される自己信託に該当し、また、現行信託法において自己信託の成立に必要とされる公正証書等の作成等といった特別の方式を満たしていないから、旧信託法及び現行信託法のいずれの下においても成立し得ない。

(エ) 信託関係の成否は別にしても、本件各収入及びこれに係る必要経費は本件法人に帰属する旨の原告の主張について

原告は、原告個人の経営から法人経営への転換を図ったのが原告の真意であり、それに従った一連の法人税の申告がされていることや、原告が本件法人に本件各漁業権等の使用を許諾し、本件法人がこれを使用して利益を得て、その利得を運用管理していることなどから、信託関係の成否は別にしても、本件各収入及びこれに係る必要経費は本件法人に帰属する旨主張する。しかし、法人税の申告を指摘する点については、結局のところ、本件各収入等が本件法人に帰属するものとして確定申告がされていることをもって、これらが本件法人に帰属するというものにすぎないし、また、信託関係が成立しない以上、本件各収入等は本件法人に帰属するものではないから、原告の上記主張は理由がない。

(原告の主張)

ア 主な事業用資産及びこれに係る負債が本件法人に帰属すること

(ア) 本件漁船について

原告は、本件法人の設立日である平成14年11月●日、本件法人に対して簿価で本件漁船を譲渡した。譲渡代金については、原告と本件法人との間で準消費貸借契約が締結された結果、本件法人が原告から借り入れる形となり、一旦未払金及び合計転記勘定としての役員借入金として処理された。その後、当該借入債務と、原告がB漁協から借り入れた本件漁船購入のための併存的債務引受けに伴う役員に対する貸付金とを同額で相殺した結果、B漁協に対する債務が長期借入金として計上されるに至った。

本件漁船の登録上の名義が原告に留保されていたのは、本件漁船がB漁協からの借入れの担保になっていたからである。

(イ) 本件倉庫について

本件倉庫は、平成19年10月頃に原告が取得した直後、本件法人に譲渡された。

本件倉庫を新築する際にB漁協から受けた建築代金の融資については、B漁協の組合員の名義が原告であったことから、原告名義で融資を受けた。本件法人が設立後間近い時期であり、漁業を長年原告が個人事業として行ってきたところ、そのような場合に、法人成りによる法人よりも個人の方が金融機関における信用度が高いという理由から、個人名義で融資を受けることはよく見られることであり、原告名義による借入れは本件法人に実体がないことを示すものではない。本件倉庫に係る借入金は、本件漁船と同様の経理処理を経て、直接にB漁協に対する長期借入金として本件法人に計上された。

(ウ) 本件譲渡資産について

本件譲渡資産は、原告から本件法人に譲渡され、これに係るローン債務を本件法人が併存的に引き受けたことは、本件漁船及び本件倉庫と同様である。

イ 本件法人は、漁業を営む法的地位、本件各漁業権等とそれに伴う本件各収入及び本件各原告口座に係る預貯金債権に関する信託関係における受益権者であること

(ア) 原告は、平成14年11月●日、本件法人との間で、①本件法人の有する定置網漁及び刺し網漁並びにほたて漁を主とした漁業を本件各漁業権等に基づいて営む法的地位を信託財産とし、本件法人が受託者たる原告にこれを管理、処分させるとともに、同財産から生じる収益を収受する権利を有する受益権者となる旨の信託（以下「本件信託1」という。）と、②原告の有する本件各漁業権等及び本件各原告口座に係る預貯金債権を信託財産とし、原告が受託者としてこれを管理、処分するとともに、本件法人が同財産から生じる収益を収受する権利を有する受益者となる旨の信託（以下「本件信託2」という。）を成立させた（以下、本件信託1及び2に係る信託関係を「本件信託関係」という。）。

本件信託関係における受益権は、受託者たる原告が漁業権を行使することによって直接又は間接に得られる収益を受ける権利であり、本件分配金収入、本件水揚収入及び本件漁業関連収入の金額から、これらに係る必要経費の金額（ただし、支払給与、長期借入金に係る支払利息、保険料及び保険積立金等、本件法人が直接に権利義務の主体となり、損金経理をするものを除く。）を控除した金額に相当する金銭を受託者に請求する権利である。

(イ) 分別管理について

a 信託関係が成立するためには、計算により明らかにできる程度の分別管理がされていれば足り、信託財産が受託者の固有財産と混交しないよう区分されていなければ分別管理の仕組みがなく、信託の効果意思がないということにはならない。

b 本件信託1について

本件各漁業権等は、漁業免許やこれに関する共同経営契約、共同漁業権の行使承認をその内容とするもので、本件法人の設立の後、受託者である原告がこれを使用収益することはなくなったのであるから、原告の固有財産と混交することなく区分され、分別管理されていたことは明らかである。

c 本件信託2について

本件各原告口座において、本件法人の損益計算に関係しない入出金がされているものの、その場合には、総勘定元帳の相手科目欄に役員借入金と記載し、計算により区別することができるようにされているのであるから、原告の信託財産と固有財産は区別され、分別管理されていたことは明らかである。

(ウ) 信託関係が成立し得ないとの被告の主張について

a 本件信託1について

事業信託という特別の類型は存在しないとしても、信託行為の定めにより積極財産の信託と併せて債務引受けすることによって、実質的に事業自体を信託したのと同様の状態を作出することができるのであり、また、財産権自体に付随する負担を伴うことは妨げられないのであって、事業型の信託は旧信託法及び現行信託法のいずれにおいても可能である。

b 本件信託2について

旧信託法において自己信託が禁止されていた理由は、執行免脱の懸念にあるから、債権者を害する危険がないという特段の事情のある場合には、現行信託法の要求する方式でなくても、私的自治の原則により自己信託が認められるべきである。

また、本件各漁業権等は、①金銭への換算可能性、②積極財産性、③移転又は処分の可能性、④現存・特定性という信託財産の要件を満たすものであり、漁業権は相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とならないから、本件各漁業権等を有する原告が、課税上、法人成りと同様の効果を得るためには、本件法人が受益者となる必要性があったというべきである。一方、本件各漁業権等を信託することにつき、租税債権者その他債権者を害する蓋然性はなかった。したがって、本件信託2に係る関係は成立し得る。

(エ) 以上のことから、本件信託関係は、旧信託法下で本件法人の設立日に、原告と本件法人との間で成立し（その後現行信託法を適用するとの合意や信託行為の定めはしていない。）、現在まで効力を有していると解すべきである。

ウ 本件法人を名義とする契約関係が存在すること

(ア) 本件法人は、設立以降現在まで、代表取締役である原告及び取締役である原告の妻との間で役員委任契約を、原告の長男及びその妻との間で雇用契約をそれぞれ締結し、報酬等を支払っている。

(イ) 本件法人は、本件法人を死亡保険金受取人、原告又は原告の長男を被保険者とする生命保険契約を締結した。また、本件法人は、独立行政法人Jとの間で、I共済契約を締結した。これらの保険契約又は共済契約に基づく保険料又は保険積立金は、一貫して本件法人の損金又は資産として処理されている。

エ 小括

以上のとおり、本件各収入及びこれに係る必要経費は、原告が本件信託関係における信託財産及び本件法人に帰属する財産を使用し、受託者又は本件法人の代表者として労務を提供するなどした結果によるものであり、委託者かつ受益者である本件法人に原始的に帰属する。

オ 本件信託関係の成否は別にしても、本件各収入及びこれに係る必要経費は本件法人に帰属すること

原告個人名義の使用という形式的な瑕疵はともかく、法人成りによる利点、特に課税上の合理的な負担軽減の利点に鑑み、原告個人による経営から法人経営への転換を図ったのが、原告の真の意思であり、それに従った一連の法人税の申告がされている。また、原告は、本件法人に対し、本件各漁業権等の使用を許諾し、現実には、本件法人が本件各漁業権等を使用して利得を得て、その利得を本件法人のものとして運用管理している。これらのことなどからすれば、本件信託関係の成否は別にしても、本件各収入及びこれに係る必要経費は、本件法人に帰属するというべきである。

(3) 争点3（本件各更正処分等が信義則に違反するか）について

(原告の主張)

本件法人は、平成14年11月●日に設立されてから、本件各更正処分等のための税務調査が開始されるまでの11又は12事業年度において、法人税等及び消費税等の確定申

告を行ってきたところ、処分行政庁から特段の指摘を受けることはなく、法定申告期限から5年を経過して、処分行政庁による更正権限が失われた本件法人の第1から第6までの事業年度については、本件各収入及びこれに係る必要経費が本件法人に帰属するとの公的見解が処分行政庁により表示されたものとみることができる。

本件法人及び原告としては、上記表示を信頼して法人税等及び消費税等の確定申告をしていたのであり、上記表示に反して本件各更正処分等を行うことによって原告が経済的不利益を受けることは明らかである。

そして、原告は、本件法人の代表取締役として、税務代理を税理士に委任して法人税等及び消費税等の確定申告をしており、課税実務において、所得の帰属者の認定について二転三転した事例もあることからすれば、本件法人による法人税等及び消費税等の確定申告について所得の帰属者に誤りがあるとしても、原告の責めに帰すべき事由はない。

以上からすれば、本件各更正処分等は信義則に反するものであって、違法である。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる(なお、特に証拠の記載がないものは争いのない事実である。)

(1) 原告及び本件法人の所属等について

ア B漁協について

B漁協は、B漁協管内に住所を有する漁民に組合員の資格を付与しており、法人も組合員となることができる(乙31・2枚目)。

イ 本件各漁業権等について

(ア) さけ定置漁業免許は、法人名義でも取得することが可能であるが、平成6年以降、法人名義での申請はなく、本件法人からの申請もない(乙31・2枚目)。

(イ) B漁協は、同漁協の有するほたてがい漁業、えぞきんちやくがい漁業等に係る共同漁業権の管理及び行使に関し必要な事項を第一種共同漁業権行使規則として定めているところ、同規則は、ほたてがい漁業及びえぞきんちやくがい漁業を営む権利を有する者の資格について、個人たる正組合員のうち各共同漁業権の行使承認を受けるなど一定の要件を満たす者としている(乙14、76)。

(ウ) B漁協は、本件各刺し網漁業に係る共同漁業権の行使承認に係る第二種、第三種共同漁業権行使規則を定めているところ、本件各刺し網漁業を営むためには、B漁協の組合員となった上で、B漁協から本件各刺し網漁業に係る各共同漁業権の行使承認を受ける必要がある。なお、本件各刺し網漁業を営む資格を有する者について、平成25年9月1日以降の当該規則では個人たる正組合員とされているが、同年8月31日以前については個人に限定されていなかった(乙87、88)。

(エ) B漁協が有する共同漁業権の範囲で漁業を営むためには、B漁協から共同漁業権の行使承認を受ける必要があり、当該行使承認に係る権利については、他人への貸付け、譲渡、移転又は漁業経営の委任が禁止されている。そして、行使承認を受けた者は、B漁協から、その漁獲物に応じて水揚げ収入を得ることができる。

ウ 本件各共同事業体について

(ア) C

- a Cの構成員となるためには、北海道●●及び●●に住居を有する漁民で、北海道知事から網さけ定第1号などの定置漁業免許を受けた共同経営者であること及びB漁協の正組合員であることが必要であるほか、元入金の拠出が必要である。なお、Cの構成員資格については、運用上法人の加入が認められていない（乙15・2枚目、乙16・2、3枚目）。
- b Cの構成員への分配金は、各構成員の元入金に基づいて算出される算出分配金及び事業主報酬に区分され、年3回に分けて支給される。分配金の振込先は、原則として、B漁協の構成員名義の普通貯金口座とされている（乙16・3、4枚目）。

(イ) D

- a Dの構成員となるためには、B漁協の個人たる組合員となった上で、B漁協からほたてがい漁業及びえぞきんちやくがい漁業に係る共同漁業権の行使承認を受ける必要があるほか、元入金を拠出する必要がある（乙18・1枚目、19・2、3枚目）。
- b Dの構成員への分配金は、持分に応じて一律算出され、原則として、B漁協の部会員名義の普通貯金口座に振り込まれる（乙19・3枚目）。

(ウ) E

- a Eの構成員となるためには、Dの構成員である必要があるほか、元入金を拠出する必要がある（乙20・2、3枚目）。
- b Eの構成員への分配金は、各構成員の元入金に基づいて算出される算出分配金と、事業主報酬に区分され、年1回支給される。分配金の振込先は、原則として、B漁協の構成員名義の普通貯金口座である（乙20・3、4枚目）。

エ 原告及び本件法人について

(ア) 原告は、本件各共同事業体に参加する際の元入金を拠出し、昭和56年からB漁協の正組合員、平成6年からCの構成員、平成12年からD及びEの構成員となっている。

(イ) 原告は、北海道知事から、平成21年3月1日に、存続期間を同日から平成25年12月31日まで、平成26年2月1日に、存続期間を同日から平成30年12月31日までとするさけ定置漁業免許を受けた。

(ウ) 原告は、平成23年分から平成26年分まで、B漁協から、ほたてがい・えぞきんちやくがい漁業及び本件各刺し網漁業に係る各共同漁業権の行使承認を受けた（前提事実（2）ウ）。

(エ) 本件法人は、B漁協の組合員にはなっておらず、さけ定置漁業免許及び本件各刺し網漁業に係る各共同漁業権の行使承認を受けていない。

(2) 事業用資産について

ア 本件漁船について

原告は、平成14年7月29日に漁船原簿に所有者及び使用者を原告として登録された本件漁船を建造し、建造代金の支払のため、同年8月8日、B漁協から、借入期間を平成18年11月25日までとし、5回の分割払で、275万円を借り入れた。本件漁船の登録における所有者及び使用者の名義は、少なくとも平成27年6月23日まで変更されておらず、また、当該借入れの名義は、借入時から完済時まで原告であった（甲

11、12、乙34)。

イ 本件倉庫について

本件倉庫は、原告が、平成19年6月頃に、B漁協から、借入期間を20年間として3000万円を借り入れ、同金員を用いて新築したものであり、表題部の所有者として原告が登記され、その後、原告名義の所有権保存登記がされ、現在まで登記名義は移転していない(乙35、36の1・2、弁論の全趣旨)。

ウ 本件各車両について

本件各車両の所有者又は使用者の名義は、いずれも原告であり、本件譲渡資産は、使用者の名義が原告であったところ、原告の名において売却された。

エ 本件法人による資産の計上

本件法人は、平成23年10月期以降、本件漁船、本件倉庫及び本件各車両(原告名義であった期間に限る。)を本件法人の資産として計上している(乙37の1~4、弁論の全趣旨)。

(3) 漁業に係る収入等について

ア 本件原告口座1は、税理士法人への顧問料や水道代等の支払に使用されており、当該水道代は、原告の生活費であるとされた部分を除き、本件法人の水道光熱費として計上されていた。

イ(ア) 本件原告口座2には、①平成23年1月1日から平成26年12月31日までの間に、別表4-1から4-4までの各1から3までのとおり、本件分配金収入及び本件水揚収入が入金され、②平成23年2月10日及び平成26年2月6日に、別表4-1の4及び4-4の4のとおり、原告に支払われた無事戻金が入金され、③平成23年12月28日に、別表4-1の4のとおり、B漁協から原告に支払われた総会の日当が入金され、④平成23年12月28日、平成24年12月27日、平成25年12月27日及び平成26年12月29日に、別表4-1から4-4までの各4のとおり、B漁協から原告に支払われた販売手数料の歩戻し金が入金された。また、本件原告口座2には、平成23年3月、平成24年3月、平成25年3月及び平成26年3月に、B漁協から原告に対して支払われた出資に係る配当金も入金された。

上記のとおり入金された金員の一部は、当該入金に係る漁業の経費の支払に充てられていた。

(イ) 本件原告口座2は、本件漁船及び本件倉庫の取得のための借入金の返済用振替口座として使用されており、同口座から共同漁業権の行使料として、平成23年7月26日、平成24年7月26日及び平成25年7月23日に各1万7850円が、平成26年8月7日に1万8360円が、それぞれ引き落とされている。

ウ(ア) 本件法人口座1は、I共済掛金の引落口座として使用されているほか、保険契約者及び保険金受取人を本件法人、被保険者を原告とする生命保険契約の保険料と、保険契約者及び保険金受取人を本件法人、被保険者を原告の長男とする生命保険契約の保険料の振替口座として使用されるにとどまっている(甲18~20、乙51、52)。

(イ) 本件法人口座2は、平成23年1月19日の開設以降使用されていない(乙49)。

エ 別表4-1から4-4までの各3に記載された本件水揚収入に関する精算書は、いず

れも原告宛てに発行された（乙33の1～10）。

2 争点1（本件各決定処分等の取消しを求める訴えの適法性）について

(1) 原告は、処分行政庁による本件各決定処分等に対し、通則法75条1項1号により、処分行政庁に対して異議申立てをすることができ、異議申立てについての決定を経た後の処分になお不服があるときは、同条3項により、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができたところ、前記前提事実（4）エ及びオのとおり、本件各決定処分等について、異議申立てについての決定を経ない本件審査請求を行うのみであったことから、本件審査請求につき不適法として却下する旨の裁決を受けたものである。そこで、本件各決定処分等の取消しを求める訴えについて、審査請求についての裁決を経ないで取消しの訴えを提起することを認める同法115条1項各号の事由の一つである同項3号の「裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」に当たるか否かについて検討する（なお、原告が、同項各号の事由のうち同項3号以外の事由に該当しないことは明らかである。）。

(2) 原告は、本件各決定処分等について、①不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合に該当し、また、②通則法89条1項の規定に照らしても、「裁決を経ないことにつき正当な理由」がある旨主張する。

しかしながら、次に述べるとおり、本件各決定処分等の取消しを求める訴えを提起するに当たって、「裁決を経ないことにつき正当な理由」があるとは認められず、原告の主張はいずれも採用することができない。

ア 不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合に該当する旨の主張について

(ア) 原告は、本件各決定処分等と本件各更正処分等の理由が共通し、本件裁決において当該理由に対する判断が示されているから、本件各決定処分等について不服申立てをしても処分行政庁の対応が変わる余地はなく、紛争の自主的解決を期待し得ないような場合に当たり、不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がない場合に該当する旨主張する。

(イ) しかしながら、原告は、本件各決定処分等について、異議申立てをしないで審査請求をしているところ、そもそも原告が本件各決定処分等について不服を申し立てることができた期間において、本件裁決はされておらず、本件各更正処分等についての原告の不服申立てに対する判断は何ら示されていなかったのであり、また、原告に対し、本件各決定処分等につき異議申立て及び審査請求ができることは正しく教示されていた（争いがない。）のであるから、本件各決定処分等について、「異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由」（通則法75条4項3号）があるとはいえない。そのほか、原告に同項各号の異議申立てをしないで審査請求をすることができる事由は見当たらないから、本件各決定処分等に係る本件審査請求は不適法であり、これを却下した裁決は適法である。そうすると、本件各決定処分等の取消しを求める訴えにつき、裁決を経ているとは認められないところ、上記の事情を踏まえれば、「裁決を経ないことにつき正当な理由」があるとは認められない。

(ウ) したがって、本件各更正処分等の取消しの訴えについて、不服申立手続を経由させることにつき合理的な理由がある場合に該当するとは認められず、原告の前記主張は採用することができない。

イ 通則法 89 条 1 項に照らして裁決を経ないことにつき正当な理由がある旨の主張について

原告は、本件各決定処分等について、本件各更正処分等と同一の審査請求手続において、一回的に矛盾なく判断が示されることを求めており、通則法 89 条 1 項に照らし、裁決を経ないことにつき正当な理由があると主張する。

しかしながら、本件各決定処分等について異議申立てがされていないことは、前記前提事実（４）エのとおりであるから、異議申立てがされたことを前提とする通則法 89 条 1 項が想定する場面と異なることは明らかである。

原告においては、前記ア（イ）のとおり、異議申立てを経た上で本件審査請求を行うこともできたのであって、原告が本件各更正処分等と同一の審査請求手続において、一回的に矛盾なく判断が示されることを求めていたからといって、裁決を経ないことにつき正当な理由があると認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

（３）小括

以上のとおり、本件訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分については、適法な審査請求についての裁決を経ておらず、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとも認められないから、不適法である。

3 争点 2（本件各収入及びこれに係る必要経費が原告に帰属するか）について

（１）ア 前記認定事実のとおり、原告は、自身の名義で、元入金を拠出して、B 漁協の組合員及び本件各共同事業体の構成員となり、本件各漁業権等を取得するとともに、自身の名義で取得し、保有している本件漁船、本件倉庫及び本件各車両といった事業用の資産を用いて、平成 23 年から平成 26 年にかけて漁業を営んでいたものである。

そして、前記認定事実のとおり、原告は、平成 23 年から平成 26 年にかけて、本件原告口座 2 により、原告が営んでいる漁業の対価として、上記の各年分に係る本件分配金収入、本件水揚げ収入及び本件漁業関連収入を受領し、事業用資産である本件漁船や本件倉庫の取得のための借入金の返済、共同漁業権の行使料といった漁業に関する経費の支払を行っていたものである。また、本件譲渡収入については、本件譲渡資産が原告の名義であり、原告の名において売却されていることからすると、原告個人に対して支払がされたものというべきである。

イ 一方、前記認定事実によれば、本件法人は、法人でもなることができる B 漁協の組合員になっておらず、法人でも受けることが可能なさけ定置漁業免許及び本件各刺し網漁業に係る各共同漁業権の行使承認も受けておらず、漁業に関する権利等につき何らの名義を有していないというのである。また、前記認定事実によれば、本件法人口座 1 においては、I 共済掛金や、本件法人を保険金受取人とする生命保険契約の保険料が引き落とされているにとどまり、本件法人口座 2 は使用されていないところ、他に本件法人の事業の実態を裏付けるような入出金がされていた形跡はない。

ウ さらに、証拠（乙 55）によれば、原告は、財務事務官の質問に対し、本件法人設立後、個人で漁業を行っていた時代と比べ、法人として申告をしていることを除き、対外的に変わったところはない旨回答していることが認められる。

（２）ア 一方、原告は、本件法人が原告から本件漁船、本件倉庫及び本件譲渡資産を譲り受け

た旨主張する。そして、証拠（甲 1 3）及び前記認定事実によれば、本件法人の設立時における資産として本件漁船が、負債として本件漁船の購入に係るローンが、それぞれ計上されていること、本件漁船及び本件倉庫については平成 2 3 年 1 0 月期から平成 2 6 年 1 0 月期にかけて、本件譲渡資産については平成 2 3 年 1 0 月期及び平成 2 4 年 1 0 月期に、それぞれ本件法人の資産として計上されていることが認められる。

しかしながら、前記認定事実によれば、本件漁船、本件倉庫及び本件譲渡資産は、本件法人の資産として計上されていた期間においても、いずれも原告名義のままであり、また、本件漁船の購入に係る借入れも、原告名義でされたものである。さらに、証拠（乙 5 7、5 8）によれば、原告及び担当税理士は、財務事務官の質問に対し、本件法人の資産として計上されているものについて、原告と本件法人との間に譲渡等の契約は存在せず、上記の本件法人の資産等としての計上は、本件法人で使用しているからである旨回答していることが認められる。そして、本件法人口座 1 及び 2 から事業の実態を裏付けるような入出金がされた形跡がないことも併せ考慮すれば、上記の本件法人の資産等としての計上は、あくまで帳簿上の操作にすぎないものというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、原告と本件法人との間に、漁業を営む法的地位、本件各漁業権等とそれに伴う本件各収入に関する本件信託関係が成立しており、本件法人は本件信託関係における受益者である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙 5 7、5 8）によれば、原告及び本件法人の担当税理士は、財務事務官の質問に対し、本件信託関係の存在をうかがわせるような回答は何らしていないばかりか、本件各共同事業体に係る売上げに関し、原告と本件法人との間で請負等の契約はない旨回答するなど、本件信託関係の存在を否定するような回答をしていることが認められる。また、証拠（乙 4 2～4 7（枝番号を含む。））によれば、本件各収入が入金された本件各口座に係る預貯金から、原告の生活費等が引き出されたり、引き落とされたりしていることが認められ、この点のみをもってしても、原告の主張する本件信託関係に係る財産と原告固有の財産が分別管理されていないことが明らかである。

したがって、本件信託関係が成立しているとは認められず、原告の上記主張は採用することができない。

ウ さらに、原告は、原告個人の経営から法人経営への転換を図ったのが原告の真意であり、それに従った一連の法人税の申告がされていることや、本件各漁業権等の使用許諾やこれによる利得の運用管理の実態を指摘して、本件信託関係の成否は別にしても、本件各収入及びこれに係る必要経費は本件法人に帰属する旨主張する。しかしながら、前記（1）や上記イで検討したことに照らせば、原告が本件法人に本件各漁業権等の使用を許諾し、本件法人がこれを使用して利益を得て、その利得を運用管理していることをうかがうことはできず、原告の真意が法人経営への転換を図る点にあったとしても、これによって本件各収入及びこれに係る必要経費が本件法人に帰属することとなるものではないから、原告の上記主張は理由がない。

（3）以上によれば、原告の行っていた漁業は、本件法人の事業としてではなく、あくまで原告個人の事業として行われていたものといわざるを得ず、本件各収入及びこれに係る必要経費は、原告に帰属するものと認めるのが相当である。

4 争点3（本件各更正処分等が信義則に違反するか）について

原告は、処分行政庁から本件各収入及びこれに係る必要経費が本件法人に帰属するとの公的見解が表示されたとみることができるとして、本件各決定処分等が信義則に反するものであって、違法であると主張する。

租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、当該課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理、特に租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて上記法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、上記特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したかという点の考慮は不可欠のものであると解すべきである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）。

しかしながら、本件においては、処分行政庁は、本件各更正処分等に至るまで、原告及び本件法人が行っていた納税申告に対して何らの処分を行っていなかったにすぎず、処分行政庁による申告書の受理及び収納は、当該申告書の申告内容を是認することを何ら意味するものではないから、本件法人が設立された平成14年11月●日以降、遅くとも調査が行われた平成26年頃まで約11年又は12年が経過しているとしても、その期間の経過のみをもって、処分行政庁が原告の信頼の対象となる何らかの公的見解を表示したものと評価することはできない。

したがって、本件各更正処分等が信義則に違反するものということとはできず、原告の主張は採用することができない。

5 本件各更正処分等の適法性

(1) 以上を前提とすると、平成23年分から平成26年分までの原告の総所得金額及び納付すべき所得税等の金額は、別紙4のとおりとなり、本件各更正処分（ただし、平成28年4月27日付け再更正処分により一部減額された後のもの。以下同じ。）の納付すべき税額の基礎となる金額及び計算方法につき原告は争わず、当裁判所においても、上記各年分における原告の納税すべき税額は、本件各更正処分の金額と同額であると認められるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2) 上記(1)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、通則法65条1項所定の要件を充足するところ、本件各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、同条4項が定める正当な理由があるとは認められない。そして、平成23年分から平成26年分までの過少申告加算税の額について、計算の基礎となる金額及び計算方法につき原告は争わず、当裁判所においても、上記年度分の過少申告加算税の額は本件各賦課決定処分（ただし、平成25年分及び平成26年分については、平成28年4月27日付け変更決定処分により一部減額された後のもの）の金額と同額であると認められるから、同処分はいずれも適法である。

6 結論

以上のとおり、本件訴えのうち、本件各決定処分等の取消しを求める部分は、不適法である

からこれを却下し、本件各更正処分等の取消しを求める原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 森 英明

裁判官 小川 弘持

裁判官 下山 雄司

(別紙1)

指定代理人目録

大谷 和志、鈴木 久志、工藤 郁美、捧 浩之、石澤 守、西山 智、坂田 祐輔

以上

関係法令等の定め

1 所得税法

(1) 実質所得者課税の原則 (12条)

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

(2) 信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属 (13条)

ア 1項

信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

イ 2項

信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

ウ 3項以下(省略)

2 国税通則法(平成26年6月13日法律第69号による改正前のもの。以下「通則法」という。)

(1) 国税に関する処分についての不服申立て(75条)

ア 1項

国税に関する法律に基づく処分次各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

(ア) 1号

税務署長がした処分(中略)その処分をした税務署長に対する異議申立て

(イ) 2号以下(省略)

イ 2項(省略)

ウ 3項

1項1号(中略)の規定による異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。(中略))についての決定があった場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

エ 4項

1項1号若しくは4号又は2項1号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

(ア) 1号

所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書、同法130条1項（青色申告書等に係る更正）に規定する連結確定申告書等又は地方法人税法27条2項（青色申告）に規定する青色申告書に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

(イ) 2号

その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による教示をしなかったとき。

(ウ) 3号

その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

オ 5項以下（省略）

(2) 合意によるみなす審査請求（89条）

ア 1項

税務署長、国税局長又は税関長に対して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

イ 2項以下（省略）

(3) 不服申立ての前置等（115条）

ア 1項

国税に関する法律に基づく処分（中略）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(ア) 1号、2号（省略）

(イ) 3号

異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

イ 2項（省略）

以上

- ・別紙3 省略
- ・別表4-1から別表4-4まで 省略
- ・別表5-1-1から別表5-1-7まで、別表5-2-1から別表5-2-7まで、別表5-3-1から別表5-3-7まで、別表5-4-1から別表5-4-7まで 省略

(別紙4)

課税処分の根拠

1 平成23年分の所得税の更正処分の根拠

(1) 総所得金額(別表3 平成23年分欄順号1) 4396万8579円

上記金額は、次のアからウまでの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額(別表3 平成23年分欄順号2) 4383万8512円

上記金額は、原告の平成23年分の事業所得の金額であり、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額(別表3 平成23年分欄順号3) 5933万9833円

上記金額は、原告が代表取締役である本件法人の平成23年10月期及び平成23年11月1日から平成24年10月31日までの事業年度(以下「平成24年10月期」という。)の各総勘定元帳の「定置配当収入」勘定、「ほたて配当収入」勘定、「その他収入」勘定及び「雑収入」勘定(乙5・2~6枚目、乙6・2~6枚目)に記載された金額のうち、原告の平成23年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額の合計額であり、その各内訳は別表4-1のとおりである。

(イ) 必要経費(別表3 平成23年分欄順号4) 1550万1321円

上記金額は、本件法人の平成23年10月期及び平成24年10月期の各総勘定元帳(乙5・7~48枚目、乙6・7~43枚目)に記載された金額のうち、原告の平成23年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額であり、各勘定科目の内訳は次のaからyまでのとおりである。

a 賃金 582万円

上記金額は、「賃金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-1「ア 賃金」のとおりである。

b 厚生費 11万8092円

上記金額は、「厚生費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-1「イ 厚生費」のとおりである。

c 消耗品費 37万3039円

上記金額は、番号4325「消耗品費」勘定及び番号4423「消耗品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-1「ウ 消耗品費」のとおりである。

d 修繕費 30万6600円

上記金額は、「修繕費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-1「エ 修繕費」のとおりである。

e 船舶保険料 3万1779円

上記金額は、番号4331「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-2「オ 船舶保険料」のとおりである。

f 船舶燃油費 1万6215円

上記金額は、「船舶(原文ママ)燃油費」勘定に記載された金額のうち、必要経費

の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-2「カ 船舶燃油費」のとおりである。

- g 漁ろう雑費 25万4853円
上記金額は、「漁撈雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-2「キ 漁ろう雑費」のとおりである。
- h 賄い費 1万6080円
上記金額は、「賄い費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-2「ク 賄い費」のとおりである。
- i 事務用品費 2万8717円
上記金額は、「事務用品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-3「ケ 事務用品費」のとおりである。
- j 水道光熱費 8万8458円
上記金額は、「水道光熱費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-3「コ 水道光熱費」のとおりである。
- k 旅費交通費 16万5620円
上記金額は、「旅費交通費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-3「サ 旅費交通費」のとおりである。
- l 販売手数料 1万0184円
上記金額は、「販売手数料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき販売手数料の金額であり、その内訳は別表5-1-3「シ 販売手数料」のとおりである。
- m 租税公課 6万0800円
上記金額は、「租税公課」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-4「ス 租税公課」のとおりである。
- n 交際接待費 92万1184円
上記金額は、「交際接待費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-4「セ 交際接待費」のとおりである。
- o 通信費 16万1703円
上記金額は、「通信費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-4「ソ 通信費」のとおりである。
- p 諸会費 2000円
上記金額は、「諸会費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-4「タ 諸会費」のとおりである。
- q 車両費 213万8907円
上記金額は、「車輛費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき車両費の金額であり、その内訳は別表5-1-5「チ 車両費」のとおりである。
- r 新聞図書費 3万6084円
上記金額は、「新聞図書費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-5「ツ 新聞図書費」のとおりである。
- s 雑費 125万0817円

上記金額は、「雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-5「テ 雑費」のとおりである。

t 会議費 23万9371円

上記金額は、「会議費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-5「ト 会議費」のとおりである。

u 寄附金 2万円

上記金額は、「寄附金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-6「ナ 寄附金」のとおりである。

v 支払利息 26万6574円

上記金額は、「支払利息」勘定に記載された金額のうち、必要経費に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-6「ニ 支払利息」のとおりである。

w 保険料 96万6700円

上記金額は、番号4429「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-1-6「ヌ 保険料」のとおりである。

x 保険積立金 30万3100円

上記金額は、「保険積立金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき保険積立金の金額であり、その内訳は別表5-1-6「ネ 保険積立金」のとおりである。

y 減価償却費 190万4444円

上記金額は、原告が有し、事業の用に供している減価償却資産に係る減価償却費の額であり、その内訳は別表5-1-7のとおりである。

イ 不動産所得の金額（別表3 平成23年分欄順号5） 12万9667円

上記金額は、原告の平成23年分の不動産所得の金額であり、原告が同年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 配当所得の金額（別表3 平成23年分欄順号6） 400円

上記金額は、原告の平成23年分の配当所得の金額であり、原告が同年分の所得税の確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の合計額（別表3 平成23年分欄順号9） 230万5593円

上記金額は、原告が平成23年分の所得税の確定申告書に所得控除の合計額として記載した金額192万5593円に、配偶者控除38万円を加算した金額であり、各所得控除の内訳は別表3平成23年分欄順号10から16までのとおりである。

(3) 課税総所得金額（別表3 平成23年分欄順号17） 4166万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額4396万8579円から上記(2)の所得控除の合計額230万5593円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 納付すべき税額（別表3 平成23年分欄順号25） 1386万8700円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 課税総所得金額に対する税額（別表3 平成23年分欄順号18）

1386万8800円

上記金額は、上記（３）の課税総所得金額４１６６万２０００円に所得税法（平成２５年法律第５号による改正前のもの）８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除額（別表３ 平成２３年分欄順号１９） ２０円

上記金額は、原告の平成２３年分の配当控除の金額であり、原告が平成２３年分の所得税の確定申告書に記載した配当控除額と同額である。

ウ 源泉徴収税額（別表３ 平成２３年分欄順号２２） ８０円

上記金額は、原告の平成２３年分の源泉徴収税額であり、前記（１）ウの配当所得から徴収された源泉徴収税額である。

２ 平成２４年分の所得税の更正処分の根拠

（１）総所得金額（別表３ 平成２４年分欄順号１） ３８１７万８１６１円

上記金額は、次のアからオまでの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額（別表３ 平成２４年分欄順号２） ３８９２万１０１９円

上記金額は、原告の平成２４年分の事業所得の金額であり、次の（ア）の金額から（イ）の金額を控除した金額である。

（ア）総収入金額（別表３ 平成２４年分欄順号３） ５３５７万８７５８円

上記金額は、本件法人の平成２４年１０月期及び平成２４年１１月１日から平成２５年１０月３１日までの事業年度（以下「平成２５年１０月期」という。）の各総勘定元帳の「定置配当収入」勘定、「ほたて配当収入」勘定、「その他収入」勘定及び「雑収入」勘定（乙６・２～６枚目、乙７号証・２～６枚目）に記載された金額のうち、原告の平成２４年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額の合計額であり、その各内訳は別表４－２のとおりである。

（イ）必要経費（別表３ 平成２４年分欄順号４） １４６５万７７３９円

上記金額は、本件法人の平成２４年１０月期及び平成２５年１０月期の各総勘定元帳（乙６・７～４３枚目、乙７・７～４４枚目）に記載された金額のうち、原告の平成２４年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額であり、各勘定科目の内訳は次のaからwまでのとおりである。

a 賃金 ５８２万円

上記金額は、「賃金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表５－２－１「ア 賃金」のとおりである。

b 厚生費 ３２万４５０７円

上記金額は、「厚生費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表５－２－１「イ 厚生費」のとおりである。

c 消耗品費 ９万６０８７円

上記金額は、「消耗品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表５－２－１「ウ 消耗品費」のとおりである。

d 修繕費 １８万１６５０円

上記金額は、「修繕費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表５－２－１「エ 修繕費」のとおりである。

e 船舶保険料 ２万８５４５円

上記金額は、番号4331「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-2「オ 船舶保険料」のとおりである。

f 船舶燃油費 1万0652円

上記金額は、「船舶（原文ママ）燃油費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき船舶燃油費の金額であり、その内訳は別表5-2-2「カ 船舶燃油費」のとおりである。

g 漁ろう雑費 11万4487円

上記金額は、「漁撈雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-2「キ 漁ろう雑費」のとおりである。

h 事務用品費 7295円

上記金額は、本件法人の平成24年10月期の総勘定元帳「事務用品費」勘定及び平成25年10月期の総勘定元帳「事務・消耗用品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-2「ク 事務用品費」のとおりである。

i 水道光熱費 17万1309円

上記金額は、「水道光熱費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-3「ケ 水道光熱費」のとおりである。

j 旅費交通費 36万9800円

上記金額は、「旅費交通費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-3「コ 旅費交通費」のとおりである。

k 販売手数料 2409円

上記金額は、「販売手数料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-3「サ 販売手数料」のとおりである。

l 租税公課 5万9000円

上記金額は、「租税公課」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-3「シ 租税公課」のとおりである。

m 交際接待費 80万9060円

上記金額は、「交際接待費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-4「ス 交際接待費」のとおりである。

n 通信費 16万4094円

上記金額は、「通信費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-4「セ 通信費」のとおりである。

o 諸会費 2000円

上記金額は、「諸会費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-4「ソ 諸会費」のとおりである。

p 車両費 206万8782円

上記金額は、「車両費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-4「タ 車両費」のとおりである。

q 新聞図書費 3万6084円

上記金額は、「新聞図書費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-5「チ 新聞図書費」のとおりである。

r 雑費 75万3120円

上記金額は、「雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-5「ツ 雑費」のとおりである。

s 会議費 26万2053円

上記金額は、「会議費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-5「テ 会議費」のとおりである。

t 支払利息 25万1157円

上記金額は、「支払利息」勘定に記載された金額のうち、必要経費に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-5「ト 支払利息」のとおりである。

u 保険料 88万6700円

上記金額は、番号4429「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-6「ナ 保険料」のとおりである。

v 保険積立金 30万3100円

上記金額は、「保険積立金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-2-6「ニ 保険積立金」のとおりである。

w 減価償却費 193万5848円

上記金額は、原告が有し、事業の用に供している減価償却資産に係る減価償却費の額であり、その内訳は別表5-2-7のとおりである。

イ 不動産所得の金額（別表3 平成24年分欄順号5） 12万9667円

上記金額は、原告の平成24年分の不動産所得の金額であり、原告が同年分の所得税の確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 配当所得の金額（別表3 平成24年分欄順号6） 400円

上記金額は、原告の平成24年分の配当所得の金額であり、原告が同年分の所得税の確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

エ 給与所得の金額（別表3 平成24年分欄順号7） 0円

上記金額は、原告が平成24年中にB漁協から受けた給与60万円から給与所得控除額を控除した残額である。

オ 総合短期譲渡所得の金額（別表3 平成24年分欄順号8）

△（損失の金額）87万2925円

上記金額は、原告の有していた自動車「H」の譲渡所得の金額であり、次の（ア）から（イ）を控除した金額である。

（ア）譲渡価額 184万7619円

上記金額は、原告が当該自動車を平成24年8月7日にKに譲渡した金額である。

（イ）取得費 272万0544円

上記金額は、平成22年9月の当該自動車の取得価額408万4905円から減価償却費の額の累計額136万4361円を控除した後の金額である。

（2）所得控除の合計額（別表3 平成24年分欄順号9） 230万5123円

上記金額は、原告が平成24年分の所得税の確定申告書に所得控除の合計額として記載

した金額192万5123円に、配偶者控除38万円を加算した金額であり、各所得控除額の内訳は別表3平成24年分欄順号10から16までのとおりである。

(3) 課税総所得金額(別表3 平成24年分欄順号17) 3587万3000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額3817万8161円から上記(2)の所得控除の合計額230万5123円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(4) 納付すべき税額(別表3 平成24年分欄順号25) 1153万5100円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 課税総所得金額に対する税額(別表3 平成24年分欄順号18)

1155万3200円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額3587万3000円に所得税法(平成25年法律第5号による改正前のもの)89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 配当控除額(別表3 平成24年分欄順号19) 20円

上記金額は、原告の平成24年分の配当控除の金額であり、原告が同年分の所得税の確定申告書に記載した配当控除額と同額である。

ウ 源泉徴収税額(別表3 平成24年分欄順号22) 1万8080円

上記金額は、原告の平成24年分の源泉徴収税額であり、前記(1)ウの配当所得から徴収された源泉徴収税額80円及び前記(1)エの給与所得から控除された源泉徴収税額1万8000円の合計額である。

3 平成25年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の更正処分の根拠

(1) 総所得金額(別表3 平成25年分欄順号1) 4350万5548円

上記金額は、次のアからエまでの金額の合計額である。

ア 事業所得の金額(別表3 平成25年分欄順号2) 4330万5481円

上記金額は、原告の平成25年分の事業所得の金額であり、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額(別表3 平成25年分欄順号3) 5917万3093円

上記金額は、本件法人の平成25年10月期及び平成25年11月1日から平成26年10月31日までの事業年度(以下「平成26年10月期」という。)の各総勘定元帳の「定置配当収入」勘定、「ほたて配当収入」勘定、「その他収入」勘定及び「雑収入」勘定(乙7・2~6枚目、乙8・2~5枚目)に記載された金額のうち、原告の平成25年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額の合計額であり、その各内訳は別表4-3のとおりである。

(イ) 必要経費(別表3 平成25年分欄順号4) 1586万7612円

上記金額は、本件法人の平成25年10月期及び平成26年10月期の各総勘定元帳(乙7・7~44枚目、乙8・6~39枚目)に記載された金額のうち、原告の平成25年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額であり、各勘定科目の内訳は次のaからvまでのとおりである。

a 賃金

582万円

上記金額は、「賃金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-1「ア 賃金」のとおりである。

b 厚生費 43万1379円

上記金額は、「厚生費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-1「イ 厚生費」のとおりである。

c 消耗品費 24万3475円

上記金額は、「消耗品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-1「ウ 消耗品費」のとおりである。

d 修繕費 55万1000円

上記金額は、「修繕費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-1「エ 修繕費」のとおりである。

e 船舶保険料 2万7842円

上記金額は、番号4331「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-2「オ 船舶保険料」のとおりである。

f 漁ろう雑費 7万9046円

上記金額は、「漁撈雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-2「カ 漁ろう雑費」のとおりである。

g 事務・消耗品費 21万1534円

上記金額は、「事務・消耗用品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-2「キ 事務・消耗品費」のとおりである。

h 水道光熱費 14万3096円

上記金額は、「水道光熱費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-2「ク 水道光熱費」のとおりである。

i 旅費交通費 58万5701円

上記金額は、「旅費交通費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-3「ケ 旅費交通費」のとおりである。

j 販売手数料 2240円

上記金額は、「販売手数料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-3「コ 販売手数料」のとおりである。

k 租税公課 5万5000円

上記金額は、「租税公課」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-3「サ 租税公課」のとおりである。

l 交際接待費 90万4219円

上記金額は、「交際接待費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-3「シ 交際接待費」のとおりである。

m 通信費 13万7440円

上記金額は、「通信費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき通信費の金額であり、その内訳は別表5-3-4「ス 通信費」のとおりである。

- n 諸会費 2000円
 上記金額は、「諸会費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-4「セ 諸会費」のとおりである。
- o 車両費 196万8714円
 上記金額は、「車両費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-4「ソ 車両費」のとおりである。
- p 新聞図書費 3万4368円
 上記金額は、「新聞図書費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-4「タ 新聞図書費」のとおりである。
- q 雑費 95万4444円
 上記金額は、「雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-5「チ 雑費」のとおりである。
- r 会議費 17万9106円
 上記金額は、「会議費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-5「ツ 会議費」のとおりである。
- s 支払利息 23万4342円
 上記金額は、「支払利息」勘定に記載された金額のうち、必要経費に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-5「テ 支払利息」のとおりである。
- t 保険料 96万6700円
 上記金額は、番号4429「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-5「ト 保険料」のとおりである。
- u 保険積立金 30万3100円
 上記金額は、「保険積立金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-6「ナ 保険積立金」のとおりである。
- v 減価償却費 203万2866円
 上記金額は、原告が有し、事業の用に供している減価償却資産に係る減価償却費の額であり、その内訳は別表5-3-7のとおりである。
- イ 不動産所得の金額（別表3 平成25年分欄順号5） 12万9667円
 上記金額は、原告の平成25年分の不動産所得の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した金額と同額である。
- ウ 配当所得の金額（別表3 平成25年分欄順号6） 400円
 上記金額は、原告の平成25年分の配当所得の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。
- エ 給与所得の金額（別表3 平成25年分欄順号7） 7万円
 上記金額は、原告が平成25年中にB漁協から受けた給与72万円から給与所得控除額を控除した残額である。
- (2) 所得控除の合計額（別表3 平成25年分欄順号9） 238万6803円
 上記金額は、原告が平成25年分の所得税等の確定申告書に所得控除の合計額として記載した金額200万6803円に、配偶者控除38万円を加算した金額であり、各所得控除額の内訳は別表3平成25年分欄順号10から16までのとおりである。

- (3) 課税総所得金額 (別表3 平成25年分欄順号17) 4111万8000円
 上記金額は、前記(1)の総所得金額4350万5548円から上記(2)の所得控除の合計額238万6803円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (4) 申告納税額 (別表3 平成25年分欄順号23) 1391万5700円
 上記金額は、次のアの金額にイの金額を加えた額からウの金額を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- ア 基準所得税額 (別表3 平成25年分欄順号20) 1365万1180円
 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した残額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表3 平成25年分欄順号18) 1365万1200円
 上記金額は、上記(3)の課税総所得金額4111万8000円に所得税(平成25年法律第5号による改正前のもの)法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (イ) 配当控除額 (別表3 平成25年分欄順号19) 20円
 上記金額は、原告の平成25年分の配当控除の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した配当控除額と同額である。
- イ 復興特別所得税額 (別表3 平成25年分欄順号21) 28万6674円
 上記金額は、上記アの基準所得税額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)13条に規定する税率100分の2.1を乗じて算出した金額である。
- ウ 源泉徴収税額 (別表3 平成25年分欄順号22) 2万2125円
 上記金額は、原告の平成25年分の源泉徴収税額であり、前記(1)ウの配当所得から徴収された源泉徴収税額81円及び前記(1)エの給与所得から控除された源泉徴収税額2万2044円の合計額である。
- (5) 納付すべき税額 (別表3 平成25年分欄順号25) 1377万0900円
 上記金額は、前記(4)の申告納税額1391万5700円から原告が平成25年分の所得税等の確定申告書に記載した所得税等の予定納税額14万4800円(乙3・1枚目「㊸」欄)を控除した後の金額である。
- 4 平成26年分の所得税等の更正処分の根拠
- (1) 総所得金額 (別表3 平成26年分欄順号1) 2402万4128円
 上記金額は、次のアからエまでの金額の合計額である。
- ア 事業所得の金額 (別表3 平成26年分欄順号2) 2382万4061円
 上記金額は、原告の平成26年分の事業所得の金額であり、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 総収入金額 (別表3 平成26年分欄順号3) 3943万0957円
 上記金額は、本件法人の平成26年10月期及び平成26年11月1日から平成27年10月31日までの事業年度(以下「平成27年10月期」という。)の各総勘定元帳の「定置配当収入」勘定、「はたて配当収入」勘定、「その他収入」勘定及び「雑収入」勘定(乙8・2~5枚目、乙9・2~5枚目)に記載された金額のうち、原告の平

成26年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額の合計額であり、その各内訳は別表4-4のとおりである。

(イ) 必要経費 (別表3 平成26年分欄順号4) 1560万6896円

上記金額は、本件法人の平成26年10月期及び平成27年10月期の各総勘定元帳(乙8・6～39枚目、乙9号証・6～22枚目)に記載された金額のうち、原告の平成26年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額であり、各勘定科目の内訳は次のaからwまでのとおりである。

a 賃金 582万円

上記金額は、「賃金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-1「ア 賃金」のとおりである。

b 厚生費 30万8800円

上記金額は、「厚生費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-1「イ 厚生費」のとおりである。

c 消耗品費 18万3008円

上記金額は、「消耗品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-1「ウ 消耗品費」のとおりである。

d 修繕費 3万0880円

上記金額は、「修繕費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-1「エ 修繕費」のとおりである。

e 船舶保険料 3万4853円

上記金額は、番号4331「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-2「オ 船舶保険料」のとおりである。

f 船舶燃油費 4686円

上記金額は、「船舶(原文ママ)燃油費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-2「カ 船舶燃油費」のとおりである。

g 漁ろう雑費 7万8089円

上記金額は、「漁撈雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-2「キ 漁ろう雑費」のとおりである。

h 事務・消耗品費 7870円

上記金額は、「事務・消耗用品費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-2「ク 事務・消耗品費」のとおりである。

i 水道光熱費 22万1841円

上記金額は、「水道光熱費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-3「ケ 水道光熱費」のとおりである。

j 旅費交通費 5万5556円

上記金額は、「旅費交通費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-3「コ 旅費交通費」のとおりである。

- k 販売手数料 249円
 上記金額は、「販売手数料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-3「サ 販売手数料」のとおりである。
- l 租税公課 5万5400円
 上記金額は、「租税公課」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-3「シ 租税公課」のとおりである。
- m 交際接待費 74万2836円
 上記金額は、「交際接待費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-4「ス 交際接待費」のとおりである。
- n 通信費 20万6355円
 上記金額は、「通信費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-4「セ 通信費」のとおりである。
- o 諸会費 2000円
 上記金額は、「諸会費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-4「ソ 諸会費」のとおりである。
- p 車両費 245万9889円
 上記金額は、「車両費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-4「タ 車両費」のとおりである。
- q 新聞図書費 3万4368円
 上記金額は、「新聞図書費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-3-5「チ 新聞図書費」のとおりである。
- r 雑費 94万7185円
 上記金額は、「雑費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-5「ツ 雑費」のとおりである。
- s 会議費 11万7804円
 上記金額は、「会議費」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-5「テ 会議費」のとおりである。
- t 支払利息 21万8226円
 上記金額は、「支払利息」勘定に記載された金額のうち、必要経費に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-5「ト 支払利息」のとおりである。
- u 保険料 104万6700円
 上記金額は、番号4429「保険料」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-6「ナ 保険料」のとおりである。
- v 保険積立金 30万3100円
 上記金額は、「保険積立金」勘定に記載された金額のうち、必要経費の額に算入すべき金額であり、その内訳は別表5-4-6「ニ 保険積立金」のとおりである。
- w 減価償却費 272万7201円
 上記金額は、原告が有し、事業の用に供している減価償却資産に係る減価償却費の額であり、その内訳は別表5-4-7のとおりである。
- イ 不動産所得の金額（別表3 平成26年分欄順号5） 12万9667円

上記金額は、原告の平成26年分の不動産所得の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 配当所得の金額（別表3 平成26年分欄順号6） 400円

上記金額は、原告の平成26年分の配当所得の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

エ 給与所得の金額（別表3 平成26年分欄順号7） 7万円

上記金額は、原告が平成26年中にB漁協から受けた給与72万円から給与所得控除額を控除した残額である。

(2) 所得控除の合計額（別表3 平成26年分欄順号9） 243万4363円

上記金額は、原告が平成26年分の所得税等の確定申告書に所得控除の合計額として記載した金額205万4363円に、配偶者控除38万円を加算した金額であり、各所得控除額の内訳は別表3平成26年分欄順号10から16までのとおりである。

(3) 課税総所得金額（別表3 平成26年分欄順号17） 2158万9000円

上記金額は、前記(1)の総所得金額2402万4128円から上記(2)の所得控除の合計額243万4363円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 申告納税額（別表3 平成26年分欄順号23） 594万円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加えた額からウの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

ア 基準所得税額（別表3 平成26年分欄順号20） 583万9580円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した残額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表3 平成26年分欄順号18）

583万9600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額2158万9000円に所得税（平成25年法律第5号による改正前のもの）法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 配当控除額（別表3 平成26年分欄順号19） 20円

上記金額は、原告の平成26年分の配当控除の金額であり、原告が同年分の所得税等の確定申告書に記載した配当控除額と同額である。

イ 復興特別所得税額（別表3 平成26年分欄順号21） 12万2631円

上記金額は、上記アの基準所得税額に復興財源確保法13条に規定する税率100分の2.1を乗じて算出した金額である。

ウ 源泉徴収税額（別表3 平成26年分欄順号22） 2万2125円

上記金額は、原告の平成26年分の源泉徴収税額であり、前記(1)ウの配当所得から徴収された源泉徴収税額81円及び前記(1)エの給与所得から控除された源泉徴収税額2万2044円の合計額である。

(5) 納付すべき税額（別表3 平成26年分欄順号25） 578万2000円

上記金額は、前記(4)の申告納税額594万円から原告が平成26年分の所得税等の確定申告書に記載した所得税等の予定納税額15万8000円（乙4・1枚目「㊸」欄）を控除した後の金額である。

5 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する、原告の平成23年分の所得税の総所得金額は前記1(1)のとおり4396万8579円、納付すべき税額は前記1(4)のとおり1386万8700円、平成24年の所得税の総所得金額は前記2(1)のとおり3817万8161円、納付すべき税額は前記2(4)のとおり1153万5100円、平成25年分の所得税等の総所得金額は前記3(1)のとおり4350万5548円、納付すべき税額は前記3(5)のとおり1377万0900円、平成26年分の所得税等の総所得金額は前記4(1)のとおり2402万4128円、納付すべき税額は前記4(5)のとおり578万2000円であるところ、当該各金額は、本件各更正処分による総所得金額(別表2-1から同2-4までの各年分の「再更正処分」又は「再更正・変更決定処分」欄順号1)及び納付すべき税額(別表2-1「再更正処分」欄順号17、同2-2「再更正処分」欄順号18並びに同2-3及び同2-4各年分の「再更正・変更決定処分」欄順号22)とそれぞれ同額となることから、本件各更正処分は適法である。

6 本件各賦課決定処分の根拠

上記5のとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告は、各年分の所得税等の納付すべき税額を過少に申告していたことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各賦課決定処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次のとおりである。

(1) 平成23年分(別表3 平成23年分欄順号33) 192万5500円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、処分行政庁が平成27年11月16日付けでした原告の平成23年分の所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分により一部減額された後のもの)により、原告が新たに納付すべきこととなった税額1382万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した金額138万2000円と、上記1382万円のうち期限内申告税額に相当する金額を超える部分に相当する税額1087万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額54万3500円との合計額である。

(2) 平成24年分(別表3 平成24年分欄順号33) 154万1000円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、処分行政庁が平成27年11月16日付けでした原告の平成24年分の所得税の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分により一部減額された後のもの)により、原告が新たに納付すべきこととなった税額1132万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した金額113万2000円と、上記1132万円のうち期限内申告税額に相当する金額を超える部分に相当する税額818万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額40万9000円との合計額である。

(3) 平成25年分(別表3 平成25年分欄順号33) 188万6500円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、処分行政庁が平成27年11月16日付けでした原告の平成25年分の所得税等の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分により一部減額された後のもの)により、原告が新たに納付すべきこととなった税額1367万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切

り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した金額136万7000円と、上記1367万円のうち期限内申告税額に相当する金額を超える部分に相当する税額1039万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額51万9500円との合計額である。

(4) 平成26年分(別表3 平成26年分欄順号33) 69万1500円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、処分行政庁が平成27年11月16日付けでした原告の平成26年分の所得税等の更正処分(ただし、平成28年4月27日付け再更正処分により一部減額された後のもの)により、原告が新たに納付すべきこととなった税額570万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて算出した金額57万円と、上記570万円のうち期限内申告税額に相当する金額を超える部分に相当する税額243万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額12万1500円との合計額である。

7 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、平成23年分192万5500円、平成24年分154万1000円、平成25年分188万6500円及び平成26年分69万1500円であるところ、当該各金額は、本件各賦課決定処分により納付すべき税額(別表2-1「再更正処分」欄順号25、同2-2「再更正処分」欄順号26、並びに同2-3及び同2-4各年分の「再更正・変更決定処分」欄順号30)とそれぞれ同額となることから、本件各賦課決定処分は適法である。

以上

別表1 本件各決定処分等の経緯

(単位：円)

	区分	順号	決定処分等	審査請求	裁決
			平成27年11月16日	平成27年12月24日	平成28年9月7日
平成 25年 課税 期間	課税標準額	1	82,261,000	全部取消し	却下
	消費税額	2	3,290,440		
	控除対象仕入税額	3	1,087,538		
	差引税額	4	2,202,900		
	地方消費税の課税標準となる消費税額	5	2,202,900		
	譲渡割額納税額	6	550,700		
	納付すべき税額 (4+6)	7	2,753,600		
	無申告加算税の額	8	525,000		
平成 26年 課税 期間	課税標準額	9	59,395,000	全部取消し	却下
	消費税額	10	3,737,929		
	控除対象仕入税額	11	1,308,974		
	差引税額	12	2,428,900		
	地方消費税の課税標準となる消費税額	13	2,428,900		
	譲渡割額納税額	14	658,700		
	納付すべき税額 (12+14)	15	3,087,600		
	無申告加算税の額	16	591,000		

別表2-1 本件各更正処分等の経緯（平成23年分）

(単位：円)

区分	順号	確定申告	更正処分	審査請求	再更正処分	裁決
		平成24年2月16日	平成27年11月16日	平成27年12月24日	平成28年4月27日	平成28年9月7日
総所得金額 (2+3+4+5)	1	15,530,067	43,988,049	15,530,067	43,968,579	一部却下 一部棄却
内訳	事業所得の金額	—	43,838,512	0	43,838,512	
	不動産所得の金額	129,667	129,667	129,667	129,667	
	配当所得の金額	400	19,870	400	400	
	給与所得の金額	15,400,000	0	15,400,000	0	
	所得控除の合計額 (7+8+9+10+11+12)	6	1,925,593	2,305,593	1,925,593	
内訳	社会保険料控除	947,040	947,040	947,040	947,040	
	生命保険料控除	100,000	100,000	100,000	100,000	
	地震保険料控除	18,553	18,553	18,553	18,553	
	配偶者控除	—	380,000	—	380,000	
	扶養控除	480,000	480,000	480,000	480,000	
	基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	
課税総所得金額 (1-6)	13	13,604,000	41,682,000	13,604,000	41,662,000	
課税総所得金額 に対する税額	14	2,953,320	13,876,800	2,953,320	13,868,800	
配当控除の金額	15	20	994	20	20	
源泉徴収税額	16	2,910,480	3,974	2,910,480	80	
納付すべき税額 (14-15-16)	17	42,800	13,871,800	42,800	13,868,700	
加算税の対象となる税額	18		13,829,000	0	13,825,900	
通常分	加算税の基礎となる税額		13,820,000	0	13,820,000	
	加算税の割合		10%		10%	
	加算税の額		1,382,000	0	1,382,000	
加重分	加算税の基礎となる税額		10,870,000	0	10,870,000	
	加算税の割合		5%		5%	
	加算税の額		543,500	0	543,500	
過少申告加算税の額 (21+24)	25		1,925,500	0	1,925,500	

別表2-2 本件各更正処分等の経緯（平成24年分）

（単位：円）

区分	順号	確定申告	更正処分	審査請求	再更正処分	裁決	
		平成25年2月18日	平成27年11月16日	平成27年12月24日	平成28年4月27日	平成28年9月7日	
総所得金額 (2+3+4+5+6)	1	16,100,067	38,198,501	16,100,067	38,178,161	一部却下 一部棄却	
内訳	事業所得の金額	2	—	38,921,019	0		38,921,019
	不動産所得の金額	3	129,667	129,667	129,667		129,667
	配当所得の金額	4	400	20,740	400		400
	給与所得の金額	5	15,970,000	0	15,970,000		0
	総合短期譲渡所得の金額	6	—	△ 872,925	0		△ 872,925
所得控除の合計額 (8+9+10+11+12+13)	7	1,925,123	2,305,123	1,925,123	2,305,123		
内訳	社会保険料控除	8	946,570	946,570	946,570		946,570
	生命保険料控除	9	100,000	100,000	100,000		100,000
	地震保険料控除	10	18,553	18,553	18,553		18,553
	配偶者控除	11	—	380,000	0		380,000
	扶養控除	12	480,000	480,000	480,000		480,000
	基礎控除	13	380,000	380,000	380,000		380,000
課税総所得金額 (1-7)	14	14,174,000	35,893,000	14,174,000	35,873,000		
課税総所得金額 に対する税額	15	3,141,420	11,561,200	3,141,420	11,553,200		
配当控除の金額	16	20	1,037	20	20		
源泉徴収税額	17	2,928,480	22,148	2,928,480	18,080		
納付すべき税額 (15-16-17)	18	212,900	11,538,000	212,900	11,535,100		
加算税の対象となる税額	19		11,325,100	0	11,322,200		
通常分	加算税の基礎となる税額	20		11,320,000	0		11,320,000
	加算税の割合	21		10%			10%
	加算税の額	22		1,132,000	0		1,132,000
加重分	加算税の基礎となる税額	23		8,180,000	0		8,180,000
	加算税の割合	24		5%			5%
	加算税の額	25		409,000	0		409,000
過少申告加算税の額 (22+25)	26		1,541,000	0	1,541,000		

注：△の金額は、損失の金額である。

別表2-3 本件各更正処分等の経緯（平成25年分）

(単位：円)

区分	順号	確定申告	更正処分	審査請求	再更正・ 変更決定処分	裁決	
		平成26年2月19日	平成27年11月16日	平成27年12月24日	平成28年4月27日	平成28年9月7日	
総所得金額 (2+3+4+5)	1	16,400,067	43,526,966	16,400,067	43,505,548	一部却下 一部棄却	
内訳	事業所得の金額	2	—	43,305,481	0		43,305,481
	不動産所得の金額	3	129,667	129,667	129,667		129,667
	配当所得の金額	4	400	21,818	400		400
	給与所得の金額	5	16,270,000	70,000	16,270,000		70,000
	所得控除の合計額 (7+8+9+10+11+12+13)	6	2,006,803	2,386,803	2,006,803		2,386,803
内訳	医療費控除	7	80,970	80,970	80,970		80,970
	社会保険料控除	8	947,280	947,280	947,280		947,280
	生命保険料控除	9	100,000	100,000	100,000		100,000
	地震保険料控除	10	18,553	18,553	18,553		18,553
	配偶者控除	11	—	380,000	0		380,000
	扶養控除	12	480,000	480,000	480,000		480,000
	基礎控除	13	380,000	380,000	380,000		380,000
課税総所得金額 (1-6)	14	14,393,000	41,140,000	14,393,000	41,118,000		
課税総所得金額 に対する税額	15	3,213,690	13,660,000	3,213,690	13,651,200		
配当控除の金額	16	20	1,091	20	20		
基準所得税額（再差引所得税額） (15-16)	17	3,213,670	13,658,909	3,213,670	13,651,180		
復興特別所得税額 (17×2.1%)	18	67,487	286,837	67,487	286,674		
源泉徴収税額	19	3,044,125	26,498	3,044,125	22,125		
申告納税額 (17+18-19)	20	237,000	13,919,200	237,000	13,915,700		
予定納税額	21	144,800	144,800	144,800	144,800		
納付すべき税額 (20-21)	22	92,200	13,774,400	92,200	13,770,900		
加算税の対象となる税額	23		13,682,200	0	13,678,700		
通常分	加算税の基礎となる税額	24		13,680,000	0		13,670,000
	加算税の割合	25		10%			10%
	加算税の額	26		1,368,000	0		1,367,000
加重分	加算税の基礎となる税額	27		10,400,000	0		10,390,000
	加算税の割合	28		5%			5%
	加算税の額	29		520,000	0		519,500
過少申告加算税の額 (26+29)	30		1,888,000	0	1,886,500		

別表2-4 本件各更正処分等の経緯（平成26年分）

(単位：円)

区分	順号	確定申告	更正処分	審査請求	再更正・ 変更決定処分	裁決	
		平成27年2月19日	平成27年11月16日	平成27年12月24日	平成28年4月27日	平成28年9月7日	
総所得金額 (2+3+4+5)	1	16,400,067	24,061,228	16,400,067	24,024,128	一部却下 一部棄却	
内訳	事業所得の金額	2	—	23,824,061	0		23,824,061
	不動産所得の金額	3	129,667	129,667	129,667		129,667
	配当所得の金額	4	400	37,500	400		400
	給与所得の金額	5	16,270,000	70,000	16,270,000		70,000
所得控除の合計額 (7+8+9+10+11+12+13)	6	2,054,363	2,434,363	2,054,363	2,434,363		
内訳	医療費控除	7	86,060	86,060	86,060		86,060
	社会保険料控除	8	989,750	989,750	989,750		989,750
	生命保険料控除	9	100,000	100,000	100,000		100,000
	地震保険料控除	10	18,553	18,553	18,553		18,553
	配偶者控除	11	—	380,000	0		380,000
	扶養控除	12	480,000	480,000	480,000		480,000
	基礎控除	13	380,000	380,000	380,000		380,000
課税総所得金額 (1-6)	14	14,345,000	21,626,000	14,345,000	21,589,000		
課税総所得金額 に対する税額	15	3,197,850	5,854,400	3,197,850	5,839,600		
配当控除の金額	16	20	1,875	20	20		
基準所得税額（再差引所得税額） (15-16)	17	3,197,830	5,852,525	3,197,830	5,839,580		
復興特別所得税額 (17×2.1%)	18	67,154	122,903	67,154	122,631		
源泉徴収税額	19	3,029,625	29,700	3,029,625	22,125		
申告納税額 (17+18-19)	20	235,300	5,945,700	235,300	5,940,000		
予定納税額	21	158,000	158,000	158,000	158,000		
納付すべき税額 (20-21)	22	77,300	5,787,700	77,300	5,782,000		
加算税の対象となる税額	23		5,710,400	0	5,704,700		
通常分	加算税の基礎となる税額	24		5,710,000	0		5,700,000
	加算税の割合	25		10%			10%
	加算税の額	26		571,000	0		570,000
加重分	加算税の基礎となる税額	27		2,440,000	0		2,430,000
	加算税の割合	28		5%			5%
	加算税の額	29		122,000	0		121,500
過少申告加算税の額 (26+29)	30		693,000	0	691,500		

別表3 本件各更正処分等（被告主張額）

(単位：円)

区分		順号	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
総所得金額 (2+5+6+7+8)		1	43,968,579	38,178,161	43,505,548	24,024,128
事業所得の金額 (3-4)		2	43,838,512	38,921,019	43,305,481	23,824,061
内訳	内訳	総収入金額	59,339,833	53,578,758	59,173,093	39,430,957
		必要経費の金額	15,501,321	14,657,739	15,867,612	15,606,896
	不動産所得の金額	129,667	129,667	129,667	129,667	
	配当所得の金額	400	400	400	400	
	給与所得の金額	0	0	70,000	70,000	
	総合短期譲渡所得の金額	-	△ 872,925	-	-	
	所得控除の合計額 (10+11+12+13+14+15+16)	9	2,305,593	2,305,123	2,386,803	2,434,363
	内訳	医療費控除	10	-	-	80,970
社会保険料控除		11	947,040	946,570	947,280	989,750
生命保険料控除		12	100,000	100,000	100,000	100,000
地震保険料控除		13	18,553	18,553	18,553	18,553
配偶者控除		14	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除		15	480,000	480,000	480,000	480,000
基礎控除		16	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額 (1-9)	17	41,662,000	35,873,000	41,118,000	21,589,000	
課税総所得金額 に対する税額	18	13,868,800	11,553,200	13,651,200	5,839,600	
配当控除の金額	19	20	20	20	20	
基準所得税額（再差引所得税額） (18-19)	20	13,868,780	11,553,180	13,651,180	5,839,580	
復興特別所得税額 (20×2.1%)	21			286,674	122,631	
源泉徴収税額	22	80	18,080	22,125	22,125	
申告納税額 (20+21-22)	23	13,868,700	11,535,100	13,915,700	5,940,000	
予定納税額	24	-	-	144,800	158,000	
納付すべき税額 (23-24)	25	13,868,700	11,535,100	13,770,900	5,782,000	
加算税の対象となる税額	26	13,825,900	11,322,200	13,678,700	5,704,700	
通常分	加算税の基礎となる税額	27	13,820,000	11,320,000	13,670,000	5,700,000
	加算税の割合	28	10%	10%	10%	10%
	加算税の額	29	1,382,000	1,132,000	1,367,000	570,000
加重分	加算税の基礎となる税額	30	10,870,000	8,180,000	10,390,000	2,430,000
	加算税の割合	31	5%	5%	5%	5%
	加算税の額	32	543,500	409,000	519,500	121,500
過少申告加算税の額 (29+32)	33	1,925,500	1,541,000	1,886,500	691,500	

注：△の金額は、損失の金額である。